

高等教育の修学支援新制度の支援対象となっている学生は必ずお読みください。

高等教育の修学支援新制度に基づく授業料減免の 継続手続について

高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」という。）に基づく授業料減免の対象者の学生は、2023年度前期も継続して減免の対象となるために、以下のとおり書類を提出してください。

本学での成績確定後、日本学生支援機構で学業による適格認定審査が実施されます。昨年度警告の処置となり今年度も学業の向上が確認できず2回連続の警告の方は廃止の処置となります。

2021年度に警告の処置を受け、授業料減免を希望の方は継続願と併せて本学独自の授業料減免を申請することをお勧めします。

1 対象者

新制度に基づく授業料減免の対象者

※以前新制度の減免対象者だったが、休学した、適格認定により要件から外れた、継続願を提出しなかったなどにより減免の効力を停止中の学生を含む。

ただし、2023年度3月をもって大学を卒業（修了）するなど、支援の継続を希望しない学生は対象外となります。該当の学生は担当までご連絡ください。

2 提出書類

大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（A様式2。以下、「**継続願**」という。）

3 提出方法 下記の①または②の方法で提出してください。

① 郵送提出（南大沢キャンパスのみ）

配達記録が残る方法（レターパックライト推奨）でP4の宛名ラベルを貼り、**4月7日（金）消印有効**で郵送してください。郵送の場合ほどのキャンパスに所属の学生も南大沢キャンパスに送付してください。郵送は3月1日（水）より発送可能となります。

② 窓口提出（お通りのキャンパスに提出）

提出期間：2023年4月3日（月）～4月7日（金）

受付時間：9：00～17：00（12：30～13：30 除く）

提出先：南大沢キャンパス1号館1階学生課②窓口

日野キャンパス1号館1階教務係窓口

荒川キャンパス管理部学務課窓口

4 適格認定（学業）について

毎年度3月は日本学生支援機構が学業による適格認定を実施します。下記をご確認いただき、詳細は日本学生支援機構のウェブサイトをご確認ください。

URL：https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_gakuryoku.html

(1) 年度末の成績に基づき、日本学生支援機構の審査によりいずれかの区分に認定され処置をされます。

- ①継続：給付奨学金の支給を継続します。
- ②警告：給付奨学金の支給を継続しますが、学業成績が向上せず、次回の適格認定時に再度「警告」の認定となった場合は、給付奨学金は「廃止」となります。
- ③停止：3か月未満の停学又は訓告処分の場合、給付奨学金の支給を停止します。停学又は訓告処分終了後、学校からの報告を受けて給付奨学金の支給を再開します。
- ④廃止：給付奨学金の支給を取り止めます(給付奨学生の資格を失います)。学校処分为退学、除籍、無期停学又は3か月以上の停学の場合、学業成績が著しく不良でやむを得ない事由がない場合は、併せて支給済みの給付奨学金の返還を求めます。

(2) 適格認定（学業）の認定基準

- ①廃止：以下のいずれかに該当する場合、「廃止」となります。
 - ・修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合
 - ・修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下の場合
 - ・出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合
 - ・連続して「警告」に該当した場合
- ②警告：以下のいずれかに該当する場合、「警告」となります。
 - ・修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合
 - ・GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合
 - ・出席率8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

※GPA等成績のお問合せは当課ではお答えできません。所属担当の教務へお問合せください。

5 その他

- ・ 継続願の提出がない学生は、新制度に基づく2023年度前期の授業料減免は対象外となります。提出漏れの無いよう、提出をお願いいたします。
- ・ 継続願の未提出又は支援要件から外れたことなどにより、前期の新制度の授業料減免が対象外となった学生に対しては、対象外となったことを授業料納入者宛てに通知する予定です。そのため、継続願は必ず提出してください。
- ・ 次年度前期も授業料減免が継続される学生は、新制度の給付奨学金の4月分の振り込みをもって、減免も継続することを確認できます。また、民間奨学金等の利用から自らの申し出による停止の方はスカラネットPSで4月上旬に給付の区分が付与されているか確認してください。
- ・ 新型コロナウイルスの影響により、受付方法や通知方法を変更する可能性があります。最新情報は随時学生課のウェブサイトをご覧ください。

6 Q & A

- ・ **新制度の減免対象となっている場合、新制度の減免申請書を再提出する必要はありますか？**

⇒いいえ、必要ありません。上記のとおり、継続願のみの提出で結構です。

- ・ **継続願に「別紙1」や「別紙2」について記載されていますが、作成が必要ですか？**

⇒いいえ、必要ありません。これらは新制度の給付奨学金を利用していない方が提出するものですが、本学では新制度の授業料減免対象者は全員給付奨学金も利用しているため作成不要です。

- ・ **新制度の審査時から大きく収入が増加したり、成績が悪化したなどで、新制度の収入要件を満たさなくなったように思います。この場合、継続願の提出に加えて、本学独自の減免制度に申し込むことは可能ですか？**

⇒はい、可能です。ただし、必須ではありませんので、各学生の状況に応じて本学独自の減免も申請するかを判断してください。

- ・ **2022年度に新制度を申請しておらず、2023年度4月から新制度の給付奨学金と減免を申請したい場合はどうすればよいですか？**

⇒授業料減免を希望する者は、日本学生支援機構の審査スケジュールと本学の授業料納付期日間に合わないことから、次の①、②の順番で両方の申請をしてください。

① 本学独自の授業料減免を申請

② 日本学生支援機構の新制度給付型奨学金の申請

※②の申請は、本学学生課ウェブサイト日本学生支援機構のお知らせページに掲載をします。

※新たに申し込む場合の手続きは、継続願の提出ではありませんのでご注意ください。

【問合せ】

管理部学生課減免担当

genmen-bunnou@jmj.tmu.ac.jp

宛名ラベル

キリトリ線

〒192-0397
東京都 八王子市 南大沢 1-1
東京都立大学
学生課 授業料減免担当 行
(TEL:042-677-1111)

(新制度継続願)